

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【20】
2. 日時：令和5年10月19日 13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎上席安全審査官、小林主任安全審査官、津金主任安全審査官※、  
伊藤（拓）安全審査官、宮崎安全審査専門職、

原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室

星野火災対策室長補佐、西野火災対策室長補佐、高橋火災対策一係長、  
田邊火災対策二係長

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他9名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他3名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 電気保修課 主任 他2名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 副課長 他1名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長代理 他1名※

日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 運営管理室 主任※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁の伊藤です。ではヒアリング始めたいと思います。事業者から説明の方をお願いします。
0:00:09	東京電力ホールディングスのダイトウです。よろしくお願いいたします。
0:00:13	最初に、今日のちよつとご説明の、この順番につきましてちよつと確認をさせていただきたいと思います。
0:00:20	本日野瀬御説明の項目といたしましては、火災防護と、浸水防護、あとは非常用取水設備という形になっておりますが、
0:00:31	浸水防護施設のうちの6条の津波関係につきましては、耐震は3の方でご説明させていただくと、いう予定です。で、一方
0:00:43	以前にちよつとご相談させていただいた際に、浸水防護の施設のご説明の際には、耐震さん、耐震班さんも入るので、自分を最初にと、
0:00:54	というようなお話を伺ったというふう聞いておりますので、あと一方で、あと火災防護の施設につきましては、カセ室も入られるということであれば、
0:01:04	今日の順番はどのようにするのが、よろしいでしょうか。はい。規制庁のイトウですまず火災の方を先にやっていただいて、浸水防護設備の関係は我々も聞きますけども、
0:01:16	また別途耐震関係のメンバーにも説明していただくという形になろうと思いますのでまずは今日は、葛西からということをお願いします。
0:01:27	東京電力内藤でございます。承知いたしました。
0:01:35	東京電力の松嶋と申します。よろしくお願いいたします。
0:01:39	では私の方で、火災防護設備の基本設計方針の比較表。
0:01:45	ご説明させていただきます。
0:01:47	あと、資料番号の方が、KK6 本分-037 学校比較評価委 0。
0:01:55	の方をお手元にご用意いただければと思います。
0:02:01	まず、衛藤最初のページめくっていただきますと、負債理由表ということで、三つ、差異理由が挙げられておりますが、こちらにつきましては、該当箇所になりましたら、具体的に、
0:02:14	説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
0:02:17	次のページをめくっていただきますと、こちらは例によって、江藤、左の方から、
0:02:25	衛藤島根2号機、柏崎7号機、柏崎6号機、一番右が、
0:02:31	江藤柏崎6号機と7号機との比較となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	これからの説明については、6号機と7号機でツインプラントとなっておりますので、江藤再理由の方は、ほとんど出ておりませんので、
0:02:49	差異があるページについてのみ、
0:02:52	説明させていただきます。
0:02:55	衛藤。
0:02:57	申し訳ないんですけどページの方が飛びまして、
0:03:00	10ページご覧ください。
0:03:04	10ページの方から、具体的な差異が出て参りまして、衛藤。
0:03:10	一番。
0:03:12	上のよろしいでしょうか。一番上の文章から差異が出ています。
0:03:16	アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、そして非アナログ式の炎感知器につきまして、こちら6号機の申請において共用をかせせていただいています。
0:03:30	衛藤感知器の設置場所については、まず、火災区域、火災区画の設定をベースとしておりまして、
0:03:39	時計等の時点では、要目表につきまして、火災区域区画の要目表において、
0:03:46	コントロール建屋、廃棄物処理建屋、
0:03:49	敬語、TSCの建屋自体を共用として、
0:03:54	設定させていただいてましたが、K6の設計進捗により、具体的な共用のエリアが決まりましたので、このような差分を出させていただいています。
0:04:07	アナログ式の煙感知器につきましてその括弧書きになるんですけど、6号機設備、続いて7号機設備、67号機共用、6号機に設置
0:04:18	続きまして、江藤7号機設備、67号機共用、5号機に設置という記載を、
0:04:25	しております。こちらは、
0:04:27	設置している建屋の違いによるものでして、6号機設備というのは、新たに6号機で、
0:04:35	設置しているものでありまして、7号機設備六、七号機共用6号機に設置という記載は、コントロール建屋ですとか、廃棄物処理建屋、
0:04:45	のものにつきまして、7号機の時点ですでに設置をしているものに当たります。
0:04:50	続きまして5号機に設置という記載は、K5TSCで、
0:04:56	すでに設置しているものとなります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:58	アナログ式の熱感知器の記載についても同様となっています。
0:05:03	同じパラグラフになるんですけど、非アナログ式の炎感知器の、
0:05:09	記載につきましては、
0:05:11	6号機に新たに設置したものがございまして、あとK5TSCにすでに設置しているもの、それと屋外に設置しているものがございまして、
0:05:22	このような括弧書きの中身の記載となっています。
0:05:26	続きまして、次のパラグラフ、隅角51条、56のパラグラフになりますが、こちらは、光ファイバーケーブル式熱感知器、
0:05:38	熱感知カメラ、非アナログ式の防爆型熱感知器、こちらを共用とさせていただいています。こちらについても、火災区域、区画の共用のエリアが、設計進捗により定まったため、このような差分を、
0:05:53	出させていただきます。
0:05:54	具体的な場所につきましては光ファイバーですと、新たに6号として設置したものと、
0:06:02	K5TSCにすでに設置していたもの、熱感知カメラについては、新たに、
0:06:09	経路くうで設置したものと、屋外にすでに設置してあったもの。
0:06:14	非アナログ式の防爆型熱感知器については、新たに6号機に設置したものと、屋外の軽油タンクエリアにすでに設置してあったものが、
0:06:25	その括弧書きの中身の
0:06:27	該当しております。
0:06:29	こちらの設置場所については、
0:06:34	別途説明書ですとか、その説明書に伴う補足説明資料について、図面等で、
0:06:40	具体的に説明できればと思いますので、今回は文書のみ説明とさせていただきます。
0:06:48	次の11ページ、ご覧ください。
0:06:52	こちらの11条、
0:06:56	59条5、11条59のパラグラフになりますが、こちらカセ火災受信機盤を共用とさせていただきます。
0:07:05	こちらは中操に設置されるものと、5号機の中操に設置されているものがあるため、
0:07:12	このような共用の記載となっています。
0:07:15	続きまして、12ページご覧ください。
0:07:20	12ページにつきましては、
0:07:22	11条、62のパラグラフをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:27	こちらで、
0:07:29	小空間固定式消火設備と、
0:07:32	5号機原子炉建屋内緊急時対策所。
0:07:35	消火設備こちらを、
0:07:37	共用と記載しております。
0:07:40	こちらについても先ほどと先ほど説明したように、
0:07:45	まず、家財、
0:07:47	火災区域火災区画のエリアを共用としましてそれをもとに、消火設備自体も、エリアの設定に合わせて、共用とさせていただきます。
0:07:58	こちらは、この消火設備は要目表の対象機器ですので、衛藤。
0:08:04	別途説明させていただきます。要目表の記載ともこちらを
0:08:08	合わせている状態です。
0:08:10	続いてのパラグラフになりますが、11条、63。
0:08:15	こちらは消火器、移動式消火設備、消火栓を共用としております。
0:08:21	こちらも同様の説明となりますが、共用としたエリアにつきまして、
0:08:27	それぞれの消火消火器、移動式消火設備消火栓が置かれている節、
0:08:32	エリアについて江藤括弧書きで、共用という記載をさせていただきます。
0:08:38	続きまして、13ページをご覧ください。
0:08:44	13ページにつきまして衛藤一番下の、
0:08:47	bポツ、系統分離に応じた独立性ということで、こちら
0:08:54	こちらの文章、江藤採用させていただきます。
0:08:58	7号機については、
0:09:00	中央制御室床室、床下フリーアクセスフロア消火設備を、ここの欄に記載しておりますが、6号機については、記載をなくしております。
0:09:12	これについては、江藤7号機では、床下、フリーアクセスフロア消火設備というのが1ヶ所のボンベから、
0:09:21	江藤選択弁の方式で、それぞれの安全区分に
0:09:26	消火剤が分かれて、
0:09:28	分かれていくという設計になっていましたが、
0:09:32	6号機においては、その設計が異なっておりまして、
0:09:36	それぞれのボンベごとに、それぞれの全区分に消火剤が行き渡るようになっていますので、
0:09:43	ここでの系統分離に応じた独立性の欄からは、記載を省かせていただいています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:51	続きましてページが飛びまして、
0:09:55	17 ページをご覧ください。
0:09:59	17 ページの、
0:10:01	鷺見(11)上 90 のパラグラフですと、
0:10:06	衛藤。
0:10:07	蓄電池を内蔵する照明器具ということでこちらが、共用の記載を追加させていただきます。
0:10:14	こちらの共用の記載についても、先ほど説明しました火災区域区画の、
0:10:19	設定が、共用と決めましたので、それに合わせて、そこに設置してある照明器具について、共用とさせていただきます。
0:10:30	続きまして、18 ページご覧ください。
0:10:35	18 ページの一番下の文章になるんですけど、
0:10:40	1 時間、1 時間耐火の記載がございます。
0:10:44	こちらの 1 時間耐火、7 号機では、記載をしているんですが、
0:10:48	6 号機につきましては、記載を、
0:10:51	しておりません。
0:10:53	これにつきましては、衛藤、ここで 1 時間耐火と言っておりますのが、下部中層エリアの話でありまして、7 号機においては、
0:11:03	区分Ⅰ度、区分Ⅱを隔てる、1 時間の耐火劇というのがございましたが、6 号機においては、
0:11:11	江藤参事官の火災区域で、
0:11:14	区分Ⅰと区分Ⅱを分離している状態ですので、1 時間耐火の記載は、ここで 6 号機ではしておりません。
0:11:24	続きまして、19 ページ。
0:11:27	ご覧ください。19 ページの隅角 51 条、114 のパラグラフになりますが、
0:11:33	サーモグラフィカメラについて、こちらも共用とさせていただきました。
0:11:38	これについては中操に装備してあるものですので、
0:11:43	こちらでも 7 号機設備、67 号機共用ということで、共用と設定いたしました。
0:11:49	次のページ、20 ページをご覧ください。
0:11:53	11 条、116 のパラグラフなんになりますが、
0:11:59	火災防護ケーブルにつきましては、6 号機では、火災防護対象ケーブルと、と記載を適正化いたしました。
0:12:09	これについては火災防護の審査基準で、火災防護対象ケーブルというのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:16	と記載がありますので、よりそのベターな記載として、6号機では、これを採用した、採用させていただきました。
0:12:24	続いて、21ページになります。
0:12:29	21ページの一番上のパラグラフになるんですけど、こちらにつきまして、火災防護対象となる安全区分ⅠⅡのケーブルが、
0:12:40	分離される火災区域として設定するという記載を、6号機でしております。
0:12:47	こちらにつきましては、先ほど説明しました。
0:12:50	下部中層のエリアですね、こちらについて、衛藤1時間耐火ではなく、6号機では3時間耐火の、火災区域として、分離しておりますので、
0:13:02	このような差分をいたしております。
0:13:06	続きまして22ページご覧ください。
0:13:12	こちら簡単なサブになるんですけど、
0:13:16	11条、125のパラグラフになります。距離的分散と、距離的分離という言葉で、
0:13:24	こちら火災防護の審査基準の方で、分離という言葉を用いてましたので、鳥居ウエダな記載として、6号機では、こちらを採用させていただきました。
0:13:36	続きまして最後のページになります。26ページご覧ください。
0:13:44	こちら26ページ、
0:13:46	2ポツ、設備の共用ということで、
0:13:49	こちらは6号機について、大幅に記載が追加されていますが、これはこれまで説明してきました江藤共用の記載が追記になったことによりまして、
0:14:01	消火系のうち、消火設備、或いは消火系のうち、感知器に関するものについては、
0:14:08	ここで安全性をそこは損なわない設計とすることを宣言しております。
0:14:14	その下の15条、40のパラグラフにつきましても、
0:14:19	衛藤。
0:14:21	蓄電池を内蔵する照明器具の一部が、
0:14:25	共用となりましたのでここでも安全性は損なわないという宣言をしております。
0:14:31	以上で、火災防護の
0:14:33	基本設計方針の比較表の説明は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:37	終わらせていただきます。
0:14:41	はい。規制庁の井藤です。では、質疑の方に入っていきたいと思うんですけども、
0:14:47	まず私から何点か確認とあとちょっと全般でいえるんですけど、
0:14:54	これで、どの施設でも言ってるんですけど7号との比較のところの差異理由をもう少し丁寧に書いてもらわないと、これ読んだだけだと。
0:15:05	わからないところが多いので、今口頭で補足があったような内容を、しっかり書いていただきたいというのが全般的にまずいえることです。なのでそこは
0:15:18	今後ですかねより丁寧に記載をしていただければなと思うので、よろしくをお願いします。
0:15:26	はい、東京電力の松嶋です。
0:15:29	記載欄の、詳細な記載について承知いたしました。衛藤。改めて提出させていただきます。よろしくをお願いします。
0:15:36	はい。規制庁の井藤です。細かい内容の確認はまた別途説明書や補足説明資料とか、その辺で説明があると理解してるんですけども。
0:15:52	ちょっと私から確認させていただきたいのは、まず、
0:16:00	12ページとかですかね。
0:16:14	えっと12ページで
0:16:17	67号で共用にしますという話なんですけど、これって一応確認なんですけどこの共用化に伴う、
0:16:25	7号の
0:16:28	機構にへの影響っていうのは、ないと、そう理解していいんですがその理由もちょっと補足してもらえますか。
0:16:39	東京電力の三嶋でございます。はい。共用に関しまして、まず7号機に関しましては7号機の要求に従って感知消火等設置しております。
0:16:52	で、今回6号機でこの間、このような形で共用になったというのはですね、まず
0:16:59	一番最初にご説明させていただいてる通り建屋で共用というところを、7号機の申請断面ではさせていただいておりました。
0:17:07	で、火災区域、区画、こちらの方が、守るべきものですね、守るというのが、7号機で必要なもので6号機で必要なものという整理をしてですね。
0:17:17	その部分で、
0:17:20	建屋ではちょっとやっぱり説明しきれないので火災区域区画、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:25	一行一行にですね、共用を再度振り直そうというところで考えて6号機の方へ実施しております。
0:17:33	なので、まずは6号機って書いてるのが6号機に必要なもの。
0:17:38	録音機単独で必要なものという、
0:17:41	理解で考えませんので、7号機設備で6号機に設置、
0:17:48	こちらの方がですね、6号機、7号機では、7号機に要求があつて、設計をしてあつたと。
0:17:55	で、6号でも当然その守るべきものとしているもの、例えばSA設備ですね、衛生設備が6号機としても当然その機能として必要なもので、その消火設備、感知設備、
0:18:07	というものに、単品で共用かけていったという形になっておりますので、7号機の申請に対しましては技術的能力は、ご説明済みであつて、変更の理由はないと考えております。以上です。
0:18:21	はい。規制庁の伊藤です。大体わかつたんですけども、
0:18:26	あれですかね何か守るべきものが、6号と7号で同じで、区画もう同じだからちょっと気になつたのは
0:18:34	消火剤とかのその容量とかですかね、共用化に伴つて、
0:18:40	もともと7号だけでこう計算してたものがあつたりしなかつたんですよっていうそういう確認だけなんですけど。はい、東京電力の三島です。
0:18:50	そうですねまず火災区域区画、区画自体は全く同じ。はい。壁で囲まれておりまして、その中で必要な容量という消火剤の容量、
0:19:01	というのも必要な感知器の個数というのも、当然その火災区域区画エリアですべて設定しておりますので、江藤7号機と6号機で、その値が変わることはありません。
0:19:12	以上です。はい。規制庁の井藤です。補足していただいてよくわかつたんですけども、そういった旨をこの比較のところちょっと書いていただきたいなっていうのがあつて、
0:19:24	今回のこの共用、
0:19:26	カーっていうのが多分その火災区域とか区画を共用化したことに伴う、
0:19:33	影響というか羽根なのかなと思うんですけど、そういった趣旨がちょっとわかるように、この辺は補足していただければなと思います。
0:19:45	あ、すいません東京電力野元です。ちょっともうちょっとだけ補足させてもらいますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:51	共用化することの影響を説明する内容としては、要目表対象設備は、設定根拠のところで必要な容量を満足していることを、7号機と6号機共用すること。
0:20:05	も踏まえて説明する必要があると考えてまして、基本設計方針のみに出てくるものは火災防護の設備の場合は火災防護の説明書で、
0:20:16	容量を必要に応じて説明することになると思います。あと、健全性の54条でも、共用の部分で、これを共用することが問題ないっていうのを改めて、説明しなければいけないところになりますので、一応
0:20:30	基本設計方針上ではあまり書いてないですが、しっかり7号、
0:20:36	動的には共用って言ってなかったけど、共用化したこのことによる、
0:20:40	影響がないっていうのはしっかり、今後説明させていただきたいと考えておりますアノオカ坊だけじゃなくて、そういうのがほかにもあった場合には、
0:20:48	必要に応じてしっかり説明したいと考えております。
0:20:52	はい。規制庁の伊藤です。はいそういった影響についてはここに書く必要はないとは考えているので、あくまでこのサノところの理由みたいなのは、拡充してもらえればなと思います。
0:21:05	それと、引き続き、すいません。
0:21:28	13ページなんですけど、
0:21:35	この急増の床下フリーアクセスフロア消火設備、
0:21:40	For06号では、
0:21:42	この系統分離に応じた独立性のところから消してるんですけども、
0:21:46	今、
0:21:49	ナカ本弁。
0:21:51	ボンベごとに二つあって、何か各系統に消火剤を供給してるような形に、
0:21:56	なってるのかなとさっきの説明を聞いた限りではそうだと思うんですけどそこで、
0:22:02	この系統分離に応じた独立性を、
0:22:05	備え、
0:22:06	なくていいって言うのがあんまりよくこの独立性との関係があんまりわかかわからなかったんですけど。
0:22:13	うん。もう少し補足してもらえますかね。
0:22:19	えっと東京電力の松嶋です。こちらのbポツ、系統分離に応じた独立性というこの記載欄は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:27	こちらの文章の中にあります。具体的なもので申しますと、二酸化炭素消火設備、或いは小空間固定式消火設備というものが挙げられていますが、
0:22:39	こちらの消火設備ですと、その1ヶ所のボンベからA系、B系に行ったり、
0:22:46	営農選択方式をとって、消火剤が分かれていくという設計になっているので、
0:22:52	ここの欄に帰着、記載している、逆に
0:22:57	今回の6号機の中層床下フルヤ、フリーアクセスフロアの消火設備ですと、
0:23:04	衛藤。
0:23:05	例えば安全区分Ⅰのエリアでしたら、その安全区分Ⅰの専用のボンベがあつて、
0:23:13	そちらに消火剤が行くので、ここで江藤記載する必要は、
0:23:19	ないということになります。
0:23:21	そのBポツの下の括弧Aですか、こちらですと、
0:23:27	百々独立させない場合、
0:23:31	区分Ⅰ区分Ⅱですとか、そういったところに選択弁方式で行く場合は、このボンベを必要するより一つ多く、
0:23:39	設置するということを記載していますが、それには該当しないので、今回は記載をしていないということになります。以上です。課長のイトウエザワわかりましたもうはなから独立性は確保されてるという理解でいいんですか。
0:23:54	はい。東京電力の松嶋です。その通りでございます。
0:23:59	はい、わかりました。規制庁の伊東です。わかりました。
0:24:03	あと、
0:24:05	あとこれも差異理由のところを補足をして欲しいなと思って
0:24:12	ているんですけど、
0:24:15	21 ページ。
0:24:25	ここで理由として設備構成の差異ということで、安全系区分1と2の分離の考え方による差異、
0:24:34	としか書いてなくて、どのような考え方の差があるのかが、これだけじゃさっぱりわからないので、もう少し丁寧に書いていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:48	東京電力の松嶋です。こちらにつきましても詳細な理由を記載させていただきます。よろしくお願いします。
0:24:55	はい。規制庁の伊藤です。とりあえず私からは以上です。
0:24:59	その他。
0:25:04	はい。規制庁の吉崎です。ちょっと重複するかもしれないんですけども、まず最初に 10 ページのところ、
0:25:13	ちょっと先ほど伊藤からも言ったんですけどさ、差分について、差分があれば書いて欲しいんですけど。
0:25:21	例えばこの真ん中の非アナログ式のこの検知器のところは何か、先ほどの説明だと何か新たに、
0:25:28	6号では設置したって話があったんですけども、
0:25:33	そういうことであれば、一応差分があるんで、
0:25:36	7号機は、
0:25:39	空白で、
0:25:40	6号機に記載があるんで、差分のところはしっかり、その理由を書いていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。
0:25:53	東京電力の三嶋でございます。ここ7号機でも11条の54のパラグラフのところですね、この部分で、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、
0:26:07	または炎が発する赤外線または赤外線を、紫外線を管理するための本郷が生じて感知できる。
0:26:13	非アナログ種の炎感知器、三つのことが書いてあります。で、1がちょっとずれてしまったっていう言い方です。はい。
0:26:21	もしあれでしたら7号機の方をちょっと移動してあれですかね。
0:26:26	一行ずつわかるように、空白っていうわけじゃなくてパラグラフの中では、三つの感知器についてご説明してあって、
0:26:35	という形になってます。規制庁イセ今7号機はどこに該当するんですかね。
0:26:42	はい。
0:26:43	東京電力の三嶋でございます。7号機ですね。
0:26:46	同じ10ページの上側のパラグラフのところですね。
0:26:50	辞書の54のところ、まずはそのアナログ式の煙感知器という言葉が出てきます。
0:26:57	はい。規制庁イセ共用の記載方として、長くなってるから、そこがずれてるってことなんですね。ではちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:06	何だ。
0:27:07	一応、
0:27:08	合わせていただきたいと思います。
0:27:11	はい。東京デリカ三嶋でございますちょっとやっぱり、その見づらいところがありまして、申し訳ありません。じゃ、文言がある程度わかるようなところに、打ち合わせを実施したいと思います。
0:27:23	はい。規制庁の吉崎ですよろしくお願いいたします。では先ほどのイトウ言ったんですけど中身の説明については今後その説明書なり、補足説明でしっかり説明をお願いしますというのと、
0:27:37	あっと先ほど 12 ページ、13 ページですか。
0:27:42	これも再確認なんですけども、
0:27:45	ここも先ほど説明した理由を書いていたいただければわかると思うんですけど、
0:27:51	なんだ。
0:27:51	中央制御室のフリーアクセス、床下のところ、
0:27:55	7号機と6号機の差を、先ほど一つのボンベからとか、あと1系2系各々やってるのが、6号機っていうのを、
0:28:04	書いてもらえば、多分質問もないと思うんで、そこはしっかり書いてもらって、
0:28:10	帰ってもらうようにお願いします。
0:28:14	とですね。
0:28:22	18 ページも同じですね、谷内西田の大火へ来、1時間耐火なのか、7号では、
0:28:29	1時間だけ6号は3時間だからとかっていうのをちょっと書いてもらおうと。
0:28:34	何でそうなってるんだってのがわかると思います。
0:28:53	規制庁の吉武西郷ここ 21 ページも同じなんですけど、
0:28:59	ここは、
0:29:01	市来に行けば先ほどおっしゃいます、西警 2 系各々 2 区画で区分してて、1 個 1 個 2 ボンベが、
0:29:09	別々にあるから、
0:29:11	ということを、
0:29:12	何ですかねそんな時、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:14	補足説明、何だ、説明書でもいいんですけど、図面で、ちゃんと何 1K がここで日経がここで、そこにポンベが供給できる容量も含めてありますよとかっていうのを、
0:29:27	説明を今後していただきたくよろしくお願ひします。
0:29:36	はい。東京電力の松嶋です。はい。比較欄の詳細な記載について承知いたしました
0:29:42	これから提出するものについては、拡充させていただきますので、よろしくお願ひします。
0:29:49	はい。規制庁の井関です。私から以上です。
0:30:09	規制庁火災対策室ニシノです。
0:30:12	自動火災報知設備のことで確認したいんですが、
0:30:18	今この書き方ですと、
0:30:28	あ、そうですね。
0:30:30	資料については 11 ページお願ひします。
0:30:43	こちらの上から 3 行目火災受信基盤のところなんですが、6 号機設備、7 号機設備で 67 号機共用、
0:30:53	ナゴ設備等とあるんですが、これは受信機は 3 台あるということで、
0:31:00	よろしかったですか。
0:31:03	はい。東京電力の三嶋でございます。まず 6 号機設備というのが、今回申請分でして、
0:31:10	中央制御室の方は 67 号機共用、同じエリアにあるんですが、特に 6 号機より盤は設置しております。これが 6 号機設備っていうこの今回の申請分です。
0:31:22	7 号機設備 67 号機共用、こちらが 7 号機で設置した部分になります。
0:31:28	で、こちらの方は 7 号機の感知器の共用っていうところに関わるところで、受信機盤まずはここで共用という形でさしてもらってます。
0:31:37	で、あとは 7 号機設備の 67 号機共用 5 号機に設置。
0:31:41	これは 5 号機にあります緊対設備ですね、そちらの方も感知器がございますのでそちらの方の感知器間、
0:31:50	火災受信機盤を指しております。3 ございます。以上です。
0:31:56	規制庁火災対策室の西野です。67 号機についてはワンフロアで、受信機については、まとまってあるということで理解しました。
0:32:07	また今後も具体的なおそらく説明の方があるかと思うんですが、その際については、その感知器の受信機の系統であるとか、平面図を活用して、また具体的な説明の方をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:24	はい。以上です。
0:32:26	はい。東京電力三嶋でございます。火災分法の説明書、補足説明資料等で拡充してご説明したいと思います。以上です。
0:32:38	火災対策室のタカハシリース資料 10 ページをお願いします。火災感知設備についてちょっと確認です。
0:32:51	はい。10 ページの真上カラーまがいようでいうと、アナログ式の煙感知器アナログ式の熱感知器非アナログ式の炎感知器から異なる組み合わせをしこ。
0:33:03	で、これらが設置できない場所に使用するものとしてコウ電分離型煙感知器が挙げられているんですけども、こちらのコウ電分離型煙感知器はこれは非アナログ式ということでよろしいでしょうか。
0:33:20	はい。
0:33:21	国分電力ミシマです。電文方に関しましては、煙の濃度が確認できる。
0:33:27	はずですのでこれはアナログ式と認識しておりますはい。
0:33:32	ちょっと再度確認させてください。はい。
0:33:35	はい。監査タカハシですアナログ式ということはわかりました。その場合です。ねこの上のアナログ式煙感知器に、
0:33:45	含まれるのかなと思うのですが、これを分けて書いた人とは何でしょうか。
0:33:52	はい。東京電力三嶋でございます。
0:33:56	まず基本設計方針の書きっぷりっていうか、この構成なんですけども、設置許可で、まず基本的なその構成を説明しまして、その中でも、
0:34:09	なおっていう形で、2 段書きになってたもので、EPとの設置許可との整合性を図る上でこのような構成になっております。
0:34:28	はい。葛西スズエタカハシですわかりました。
0:34:31	一般的にアナログ式の煙感知器と言いますと規格省令にありますイオンファームと、香典式アナログスポットとコウ電式分離型のアナログ感じかなと思われまますのでちょっとその確認でした。私から以上です。
0:35:06	Aで規制庁火災対策室ニシノです。
0:35:09	ですね。
0:35:12	今回の説明とはまた違うんですが、今後の火災防護に対する説明として、どのような内容で、
0:35:23	説明されるのかをおし、確認したいです。お願いします。
0:35:32	はい。
0:35:33	東京電力、三嶋です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:35	ただ
0:35:36	こちらの
0:35:39	六、七号機の再という形で基本設計方針の方を説明させていただきます。今後、今、鳥栖、
0:35:47	3週間予定表だと11月7日の日に仮防の説明書の説明がござい ます。
0:35:53	その中で、衛藤、今白根さんの先行の資料をちょっと確認してまして、火 災感知器のフローなり設置の方針っていうところを、かなり細かくご説明 されてますし、また動きのバックフィットの
0:36:08	お話ですね、それも審査会合ベースのところで、丁寧に説明させていた だくというのが、今月の終わり、審査会合は、はい。
0:36:19	はい。ていうところでまず宣言させていただいて、細かく
0:36:24	まず下部の説明書、補足説明資料に今拡充ちょっとしておる最中であ るので、そちらの方でご説明をしていきたいと考えております。
0:36:34	火災対策室、西野です。わかりました。
0:36:38	要は他の火災部門として発生防止、影響軽減という説明も、具体的に 説明していただけるんですか。
0:36:47	はい。東京電力の三嶋でございませす。まず比較表がありますので、六、 七号機の比較表でまず説明させていただいて、
0:36:57	やはりその資料の拡充というところをこういうところを拡充してますとか 補足説明資料がありますので、補足説明資料ベースでまずは次は説明 させていただくという順序で考えております。またそれは、
0:37:10	発生防止、感知障害影響軽減というところも、
0:37:15	全部差が出ているようなところを説明できればと考えておりますが、
0:37:29	規制庁火災対策室ニシノです。
0:37:32	差が出ているところに限らず、
0:37:39	6号機は6号機として、
0:37:43	また具体的にその全体について説明をお願いしたいというふうに思っ ております。もちろん下がるところもそうなんですが、はい。
0:37:57	はい。東京電力三嶋でございませす。進め方につきましては
0:38:03	まず説明書の際に、どういうふうに進めていくか最初、ご相談させてい ただきながら、説明させていただきます。それでよろしいでしょうか。
0:38:13	阿蘇規制庁火災対策室ニシノです。
0:38:16	そうですね。例えば、
0:38:19	原則論があるかと思うんですが、それに対しての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:24	同等性であるとか、もしくは例外。
0:38:29	そういったものに対して、感知器、感知消火以外にも、
0:38:35	あるかと思うんです発生防止影響軽減の方にも、
0:38:40	はい。特にそういったものを中心として話をさせていただきたいなというふうに思っております。
0:38:47	はい。以上です。
0:38:49	はい。東京電力三嶋でございます。了解しました。
0:39:10	原子炉規制庁の小林です。資料の共用の書き方のお話なんですけれども書き方というかどこに共用書いてどこに供用書かないかっていうと、
0:39:20	その方針みたいにちょっとお伺いしたいんですけれども。
0:39:23	3年表の10ページをお願いします。
0:39:27	こちら30ページの10ページには、上の方の3段落ぐらいの
0:39:33	三つ3パラグラフぐらいのところにはもうこういう軌跡式をここに設置しますっていう記載があってそれで、
0:39:42	瀬田そうですね
0:39:46	何をどこに設置しますとそこには共用するしないっていう記載が書いてあるけれども、例えば1に上から4段目ぐらいの火災感知器についてはっていうその機器のスペックについては別にそこは設置場所によらない話だから、
0:40:00	そういうものについては共用共用しないというふうに分けて書いてあると、そういう子方針で書いてある認識でいいですか。イセ、どこどこに設置するは共用とか、今日じゃないとかいるけれども、
0:40:10	機器のスペックについてはもう共通だからそこをあえて別に、共用とか共用じゃないと書く必要はないという、そういう認識でよろしいですか。
0:40:27	東京電力野本です。衛藤。
0:40:30	ちょっと10ページ例にご説明しますと、まず、
0:40:34	基本的に秒共通したグラウンドルールの中で共用設備は、最初に出すところで共用とうたって、以下同じとすれば省略しても良いっていう、
0:40:45	ルールにしてありますのでこの原則に従って最初に共用である設備は共用としっかりうたって以下同じって基本的に書いて、
0:40:54	あります。
0:40:56	なんでそれ以降で、同じ設備が出てきたとしても、設備名称しか書かれていなくて、共用は省略されてるっていう原則に従ってやっていただいていると。
0:41:06	という感じです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:08	原子力庁コバヤシちょっとすみませんグラウンドルール知らなくて見た目一緒そうアノさ確かにそうですねだから同じものが出てきたら共用のものはもう1回同じだから別にそれ書いてないってだけで、
0:41:18	共用は共用だということは変わりないってことです。あ、すみませんちょっと誤解しましたどうもありがとうございます。
0:41:26	すみません。ではちょっとだけお伺いしたいところがあるのは
0:41:32	3年表の18ページ、お願いします。
0:41:37	この18ページの、18ページじゃないごめんなさい。
0:41:42	ね、21ページです。ごめんなさい。21ページのところでですね。
0:41:47	下部中央制御室エリアの影響軽減対策のところというところで、
0:41:53	系統分離対策のところ、7号機は、基本火災区画で分けるというのと、アクセス区画で分けるというのと6号木山区域で境界分離するって書いてあるんですけど、
0:42:06	これはちょっとすみませんちょっと不勉強で申し訳ないんですけどこれもとも設置許可の方にもこの方針というのは記載されてるんですが、そうであればちょっと様式六、七床、
0:42:16	どう書いてあるかっていうのを今ちょっと説明いただきたいんですけど公認で晶出じゃないよねってことだけを確認したいだけではない。
0:42:23	はい。東京電力の三嶋でございます。
0:42:29	7号機の下部中層のアノ。
0:42:33	話はですね、
0:42:35	これ7号機の
0:42:39	工認の時点です、かなりもめまして、審査会合にもなっております。
0:42:44	まずEP電話、設置許可の時点では、7号機の中操に下部中層を含むというふうに、
0:42:53	弊社は説明してた。
0:42:55	という話をしてたんですが、ただその、
0:42:58	フローが違くと、人が常駐しているのか。
0:43:02	上部中層と下部中層は、同じ影響軽減対策でいいのか、EPでは説明を受けてないと言われたことがあります、そちらに関しまして、やはりその
0:43:13	弊社としましてもそこは江藤できてないというところを認めましてこの下部中層のエリアですね、追加しております。はい。なので、設置許可、
0:43:23	との差分は、実際、7号機の時点で出ております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:27	はい。という状況になってますか。よろしいですか、原子力規制庁の小橋です。7号の購入申請の時にそういう整理ができていて審査会合にもなってそこでお互い納得したというのであれば、
0:43:39	そうなの。わかりました。どっちかつつと系統分離って区画よりも区域じゃないかなっていう気もしないでもなかったんですけど、ちょっとちょっとそこでちょっと記載だけ。
0:43:50	大丈夫ですか。
0:43:51	色彩だけちょっと伺いたいところで21ページのところ7号機でもうすでに済んだところでしょうかがないんですけど、このまたのところで、1時間耐火性能に必要なコンクリート比木
0:44:03	壁等Dは安全区分Ⅰ、安全区分Ⅱを火災区画の境界分離するって書いてあんですけど、コンクリート駅で火災区画で分離することはあるんですかってふと思ったんですけど。
0:44:14	藤が書いてあるいろんな分離方法があるんだけど、あれ区画ってあるコンクリート開けたらもう区域じゃないのって思っちゃったんですけど、これただこれはただ単に、あれですね幅広い公開ただけで実際はコンクリート比木で、
0:44:26	壁で区画1とか分けてないんですよ。どうなんですか。
0:44:31	これもう済んだことなんでいいですよちょっとどうなのかなと思っただけだったんですけど。特電力の三嶋でございます。
0:44:38	火災区画と火災区域の取り方は、ちょっと
0:44:42	先行電力さんとちょっと考え方が違うところもありまして、弊社の中では、火災区画が、例えばABCとあったときに、火災区域の設定をABCまとめて大きくとることもございます。
0:44:56	最初は下部中層のエリアですね、大きく7号機の時点のお話をしますと、7号機の時点では大きく外側の部分を、
0:45:06	幾つかの火災区画をまとめて、3時間耐火の火災区域として設定をして、
0:45:12	いたんですけども、その中でも、やっぱり安全区分がえと。
0:45:16	きちんと分離するよというご指導がありましたので、区画として、1時間耐火、
0:45:21	A班となる火災区画として、再度申請し直した、申請し直したってか
0:45:30	ヒアリングの折衝のタイミングで、手直しをしたっていうのは事実ありますので、コンクリート駅で囲まれているっていうのは事実でございます。
0:45:41	わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:43	ちょっと7号のことなのでちょっとどうなって、ちょっとわからなかったらちょっとお伺いしていただき、あんまりもう、区画がちょっと違うのか壁でうまくウノあんまり見たことがなかったなと思ってちょっと伺った次第ですいません。
0:45:56	あとすいません。西郷なんですけれども、最後の
0:46:01	20、
0:46:06	6ページのところの最後のその共用に関する安全を損なわないってあるんですけどこれは、もともとは共用することで安全許容しても安全性向上するよということが大体月共用の原則があって、
0:46:18	それについてここに書かれているということでよろしいんですよね何かちょっと損なわないとちょっと消極的な感じの記載もあるんですけど、まあまあ向上、要するにその安全性を損なうはある。
0:46:30	要するに安全性向上とは言わないけどもちゃんと確保で共有しても確保できるということを書かれていることでその共用の原則についての、こちら、事業者側の新ミヤマ見解というか、考えを示したという認識でよろしいですか。
0:46:44	はい。東京電力の三嶋でございますそのような認識で、はい。
0:46:49	原子炉規制庁の小橋でちょっと初歩的なことばかり聞いて申し訳なかったんですけど、ちょっと理解が深まりました。どうもありがとうございます。私からは以上です。
0:47:09	すいません規制庁の義崎ですすいません1件だけ確認なんですけど。
0:47:14	12ページのところで、先ほどイトウご質問したんですけど、
0:47:20	67 共用設備、アーク徳永共用のところで、7号の時に、六、七でSIMMERの共用申請してて、それはもう申請済みだと。
0:47:33	で、今回6号で申請するか7号の時に7号と6が共用があって、6号単体だと思ったんですけど、
0:47:43	労働申請のときにもう六、七共用って出てくるんですが、新たに追加っていうかその参加設計進捗にいるとかって言葉が出てきたんで、何かそういう、今まで7で申請してた6名共用が、
0:47:56	今回6D徳永共用が何か追加とか変更もそういったものがあるのかどうかだけ教えてますか。
0:48:05	東京電力の松嶋です。今回、6号機で申請するものについては、新たに共用に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:14	なる新たな設備というのはございません。今回括弧書きで、共用として いるのはすべてすでに7号機の時点を出している範囲ということになっ ています。
0:48:27	以上です。
0:48:29	はい。規制庁のイセアノわかりました今回6号は単独なんで、67共用 は7号で申請した部分に変更はなくてっていうことで、
0:48:38	わかりました。理解しました。はい。私からは以上です。
0:48:45	はい。はい規制庁の井藤です。
0:48:49	その他会議室、WEB参加、
0:48:52	の方も、
0:48:54	何かあれば、
0:48:56	特になければ、火災はこれで終了ということで、
0:49:04	と、
0:49:07	次は浸水防護設備の方ですかね。
0:49:11	の説明に移っていただければと思う。
0:49:14	いますが、
0:49:36	はい、では葛西が終わったところで一旦休憩という形で一時ヒアリング は中断したいと思います。
0:49:48	はい。規制庁のイトウですではヒアリング再開したいと思います。事業 者から説明の方をお願いいたします。
0:49:58	はい、東京電力の飯村です。それでは、
0:50:01	これより浸水防護施設の基本設計方針について説明をさせていただきます。
0:50:08	資料番号、資料の方ですが資料番号、KK6、
0:50:13	本文-0。
0:50:16	40、カッコ比較表開0、先行審査プラントの記載等の比較表、カッコ浸水 防護施設の基本設計方針、
0:50:27	こちらの資料の方で説明をさせていただきます。
0:50:31	先ほど言っておりますが浸水防護施設の基本設計方針は、前半部分 が津波による損傷の防止、
0:50:42	後半部分が溢水等による損傷の防止という記載となっております。
0:50:48	私の方で津波による損傷の防止の方について説明をさせていただきます。
0:50:55	表紙をめくっていただきまして細粒表をご覧ください。
0:51:00	こちらについては、主な差異理由を整理しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:05	このほかにも申請号機の違い等、
0:51:08	こちら多少の差異がございますが、基本的な方針については、全く7号と同様になりますので、
0:51:18	基本的にはここに記載。
0:51:20	している内容、それぞれの差異について説明をさせていただきたいと思 います。それでは、説明させていただきます。
0:51:30	右下のページ番号ですね1ページ目から、すいません5ページ目まで は、6号7号の差異はございません。
0:51:41	6ページ目、飛んでいただきたいと思 います。
0:51:47	6ページ目ですね中段の1ポツ、3ポツ4、隅括弧で言いますと、6条、 24、
0:51:57	51条21の項目ですが、こちらは、6号機から見た7号機の海水貯留 堰についても同等の設計とするという説明をしているため、
0:52:10	7号機申請時には、7号機から見た6号機の記載を、
0:52:15	しているというところから、差異が出ております。ません。
0:52:21	内容としては設工認申請号機の違いによる差異として書かせて、
0:52:27	いただいております。
0:52:29	続きまして7ページ目ですね。
0:52:34	7ページ目の二つ目のパラグラフで隅括弧6条、26、51条23の項目 ですが、
0:52:44	こちらにつきましては、7号機で申請済みの大容量送水車を、6号機で も使用しているということから、
0:52:54	記載に差異が出ているという形になっております。
0:53:01	その下の
0:53:05	隅括弧、6条26、すいません。
0:53:10	六条27、
0:53:14	51条24の項目になります。こちらについては、
0:53:20	取水口、スクリーンズ、取水炉について、
0:53:24	はそれぞれの号機に設置されてますが、
0:53:28	申請号機6号機から見て、7号機の設備がSA時の未供用となる。
0:53:37	ということから、と記載が、記載に差異が出ておりますということです。
0:53:44	続きまして、8ページ目です。
0:53:50	1ポツ、3ポツ後、津波監視の項目。
0:53:56	隅括弧で言いますと、六条30、
0:54:01	51条27の項目です。こちらについては、7号機に設置されてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:08	津波監視カメラ、
0:54:10	6号機でも共用としている。
0:54:16	ことから、
0:54:22	はい。
0:54:24	67号機に設置されている津波監視カメラを6号機でも共有しているところことから、記載に差異が出ておるということです。
0:54:35	その下の1ポツ4からは差異はございません。続きまして、
0:54:44	9ページ目をご覧ください。
0:54:49	こちらについて中段のところですね隅括弧、6条3651条33。
0:54:58	その下の六条38、51条35の項目。
0:55:05	ですが、こちらについては、それぞれ該当エリアの浸水水位の違いから、止水高さが7号機とは、
0:55:16	違うところ、ことから、差異が出ております。こちらについても6号機の説明となっております。
0:55:23	続きまして10ページ目ですね。
0:55:29	中段辺りの隅括弧番号、六条42、51条、39。
0:55:37	の項目ですが、取水槽水位計についての記載になります。こちらにつきましては、計器の仕様の違いから、計測レンジに違いがありまして、
0:55:50	その際となっております。
0:55:54	以後、11ページの(2)、許容限界まで差異はございません。
0:56:03	津波に関しての説明は以上となります。この後、水の方は担当変えさせていただきます。
0:56:14	東京電力の吉田と申します。よろしく申し上げます。
0:56:17	それでは私の方から、
0:56:19	スイトウによる損傷の防止に関する内容について2ポツ、11ページの方からご説明させていただきたいと思っております。
0:56:29	初め2.1ポツ、溢水防護等の基本方針でページ目、おめくりいただきまして、12ページの中段あたり2.2、防護すべき設備の抽出。
0:56:42	さらに13ページめくっていただきまして、
0:56:46	2.3ポツ1水源及び水量の設定、こちらになりますけれども、こちらは
0:56:52	内部溢水評価ガイドの記載を踏まえた、基本的な方針でありまして差異はございません。
0:57:00	続きまして15ページ、おめくりください。
0:57:05	2.、中段あたり2.4ポツ、溢水防護区画及び溢水経路の設定、のところ、青文字で水密扉、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:15	の記載について、共用の記載を追記してございます。
0:57:19	こちらは、貫通部止水処置のような、基本設計方針のみに記載される、
0:57:25	設備の記載等々共用の記載等々合わせた記載の適正化となります。
0:57:33	水密扉は要目表対象設備でありまして、共用が存在することにつきまして、7号機申請時から要目表の方でご説明させていただいておりますが、
0:57:44	基本設計方針で記載される水密扉は要目表に記載される、具体的な、何々室、水密扉といったような、各個別設備名称を記載しているものではない。
0:57:56	ことから、止水対策の種類を記載しているという整理で、
0:58:01	7号機申請時には、共用の記載をしてございませんでした。
0:58:05	一方で、今回、後段で出てきますが、貫通部止水処置、床 dren 浸水防止具、これらについては基本設計方針にしか登場しない。
0:58:16	設備でありまして、6号機設計、6号機の設計が進捗したことにより、
0:58:21	一部を共用することが確定しましたので、共用記載を追記することとしております。これらの記載と等を合わせる観点から、止水対策の種類と記載として記載している。
0:58:34	水密扉についておきまして、
0:58:36	共用の記載を追記してございます。
0:58:39	なお、設置場所ですけれども、6号機設備と記載しているものにつきましては、
0:58:46	6号機の原子炉建屋タービン建屋に設置している水密扉になります。7号機設備六、七号機共用と記載しているものにつきましては、これは
0:59:00	67 合計ツインプラントなんですけれども、その間に共用建屋である、廃棄物処理建屋というものがございまして、そちらにある連絡通路、
0:59:10	ここに設置されている扉について、7号機の再西江藤、申請していた設備を、67 共用というふうに整理させていただいております。
0:59:23	詳細については今後の溢水の説明書等でご説明をさせていただきたいと思っております。
0:59:29	ページめくっていただいて 16 ページをご覧ください。
0:59:36	2、こちらについても中段辺り、青文字で修正をしてございますが、水密扉、止水席、こちらについては先ほどご説明させていただいた通り、
0:59:48	共用の記載を適正化させていただいているというものでございます。
0:59:52	取水堰につきましても、6号機設備というものは6号機の原子炉建屋、タービン建屋に設置されているものを、67号機共用と整理しています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:00:02	で、その後ろの 567 号機共用と記載しているもの、こちらについてはですね、
1:00:08	建設時の 6 号機工認の放射線廃棄物の廃棄施設、
1:00:15	こちらに積というものがございすけれども、そちらを兼用しているものでございまして、当時、567 号機共用と 6 号機設備の 567 号機共用ということで、
1:00:27	申請しておりますのでそちらを記載しているものでございます。
1:00:31	その下、床ドレンライン浸水防止具貫通部止水処置。
1:00:37	になりますけれども、
1:00:39	こちらは先ほど頭出しさせていただきましたが、7 号機申請時は、6 号機設計が進捗していなかったことから、7 号機として必要な設備を、
1:00:50	記載する整理としてございました。一方 6 号機の設計が進捗したことにより、7 号機で申請した一部の設備を共用することが、決定し、確定したため、
1:01:01	共用の記載を追記したものでございます。
1:01:05	こちらにつきましても、床ドレン浸水防止具の 6 号機設備と申しますのは、
1:01:11	6 号機の原子炉建屋タービン建屋等に設置されているもの。
1:01:16	を記載してますんで、7 号機設備六、七号機共用というのは、共用エリアがございまして、そちらに設置しているカドイの品質募集を、このような表現で記載をしております。
1:01:28	その下、貫通部止水処置につきましても同様なんですけれども、こちらの 67 号機共用と 7 号機設備六、七号機共用二つ存在します。
1:01:39	これはですね廃棄物処理建屋の壁に設置する貫通部止水処置なんですけれども、
1:01:47	廃棄物処理建屋につきましては共用のエリアになっておりまして、その中でも、7 号機の溢水評価という観点で、
1:01:59	止水対策が必要になる範囲、こちらを 7 号機で申請している範囲がございました。
1:02:05	そちらを今回 7 号機設備六、七号機共用と整理してございます。
1:02:10	一方ですべての壁を、その際に、廃棄物処理建屋の壁を申請しているものではございません。
1:02:17	なくて、7 号機と 6 号機でのみ必要となる壁も存在します。そうそうこちらにつきましても、今回通ん合わせるという観点から、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:28	共用設備というふうに記載はするんですけれども、記載をしておりますそちら側の六、七号機共用と記載しているところがございます。
1:02:38	ただし、先ほどご説明させていただいた通り、
1:02:41	7号機で必要なものにつきましては7号機ですべて申請させていただいていると。
1:02:47	記載の等を合わせるという観点から、今回6号機設備、67共用と記載をしているところがあるところを、
1:02:57	になります。
1:03:01	続きまして17ページをおめくりください。
1:03:05	2.5. 3、蒸気の影響に対する評価及び防護設計方針の記載になります。
1:03:13	こちらにつきましては、上記防護カバーの試験内容、こちら側のプラントメーカーの違いで、差異がございますので、試験内容の違いによる差異と、
1:03:23	して記載を変更してございます。
1:03:25	詳細につきましては、11月下旬辺り、溢水の説明書に関する説明書、
1:03:32	ご説明させていただきますが、内容としましては、当社柏崎6号機の上規模をカバーの蒸気防護カバー自体と、
1:03:43	性能試験、こちらの内容は、女川2号機、こちらと同様になってございますので、そちらの記載に合わせた表現に適正化をしております。
1:03:56	その下、ブローアウトパネルですけれども、こちらにつきましては、プラントメーカーの開放差圧の設計の違い。
1:04:05	及び設備、設備構成の違いによって、
1:04:09	数値等、一部異なっております。
1:04:14	その下2.5. 4、使用済み燃料貯蔵プールのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針になりますけれども、
1:04:24	こちらについては差異はございません。
1:04:27	ページ、おめくりいただいて2.6ポツ、防護すべき設備を内包するエリア外及び建屋外からの流入防止に関する溢水評価及び防護設計方針、
1:04:38	の記載になってございます。こちらについても水密扉等の記載については先ほど共用の内容を踏まえた記載の適正化となっております。
1:04:47	その下、
1:04:49	タービン他、タービン補機冷却海水系各システム、こちらの弁の隔離時間、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:59	が、の数字に違いが出てございます。こちらについては系統設計の違いによる差異ということで差異がでございます。
1:05:08	その下、地下水排水設備の記載になってございます。こちらですけれども、こちらも7号機申請時は、6号機設計が進捗していなかったことから、
1:05:21	7号機として必要な設備を記載する整理としてございましたが、
1:05:25	6号機の設計が進捗したことにより、一部共用することが確定しましたので、
1:05:31	一部共用する旨につきまして、下の方、なお以降の記載で、追記をしてございます。
1:05:44	続きまして19ページをご覧ください。
1:05:48	19ページの中段辺り、こちらにつきましても先ほどの共用の記載による適正化で修正をしてございます。
1:05:58	それ以降につきましては差異はございません。
1:06:02	以上で、す。
1:06:06	浸水防護A浸水防護施設の基本設計方針の説明を終わります。
1:06:14	すいません。
1:06:17	東京電力の井村です
1:06:21	この後、非常用取水設備の基本設計方針について説明をさせていただきます。
1:06:29	資料番号、KK6本分、A-046、括弧比較表書い0
1:06:37	先行審査プラントの
1:06:40	記載との比較表、括弧非常用取水設備の基本設計方針という資料をご覧ください。
1:06:50	表紙めくっていただきまして、1ページ目です。
1:06:58	第1章の共通項目については差異はございません。第2章、個別項目のところですが、隅括弧番号で言いますと、33条25、33条26の項目について、
1:07:15	項目については、6号機申請として、6号機の説明をしていることから、7号機との差異が出ています。
1:07:25	ということで設工認申請号機の違いによる差異と、整理させていただいております。
1:07:32	その下の隅括弧番号を62条、20、
1:07:39	62条29、他のところですね、非常用取水設備の海水貯留堰という項目になりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:49	こちらについては、設備としては、それぞれの号機に海水貯留堰、スクリーン室、取水炉の設備がありまして、
1:07:59	SA時のみ、それぞれの設備を共用としていることから、7号機との記載の差異が出ているという形になります。
1:08:12	2ページ目につきましては、2ポツの設備の共用、3ポツの主要対象設備、こちらについては差異はございません。
1:08:22	以上で説明の方終わります。
1:08:28	はい。規制庁の伊藤です。
1:08:32	まず浸水工房施設。
1:08:36	の関係で、
1:08:39	少しだけ確認なんですけど、
1:08:44	まず津波の耐津波のところで書かれてる記載で、これは記載ぶりだけなんですけど、6ページ、
1:08:56	脳海水貯留堰の記載なんですけど、
1:09:01	まずここで書いてある、意味としては
1:09:05	この井川海水貯留堰とは、7号機の海水貯留付も含めるものとするっていうのは、
1:09:14	他の場所で共用とかでいろいろ書いてある、以下同じっていうその理解でいいんですよね。今後海水ちょ、この後に海水貯留堰っていうワードが出てきたら、
1:09:25	6号の、
1:09:27	海水貯留堰と、あと7号の海水貯留堰二つを指しているという理解でいいんですか。
1:09:35	東京電力の吉田です。その認識で問題ございません。はい規制庁のイトウですわかりました。それで今ここ海水貯留堰の後括弧で
1:09:46	共用んだとか7号設備である旨が書いてあるんですけど、これって、ここは何かぐ、いつもの鍵括弧とかがないんですけど、グランドルール。
1:09:57	一応これはこれでいいんですかね。そこだけちょっと違和感があったんで、
1:10:03	東京電力の吉田です。これはですね7号機設備、重大事故等時のみ67号機共用という一つ。
1:10:11	の記載になっています。
1:10:13	なので一つしか書いてないので改革は書いてないという記載になります。
1:10:20	規制庁のイトウですわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:22	ですね。
1:10:23	それと、
1:10:29	あとこれは、確認なんですけど 16 ページ。
1:10:35	の、
1:10:39	記載、設計進捗による差異というところで書いてある。
1:10:44	67 号機共用というのを追記しましたっていう話なんですけど、6 号設備として、67 号共用と。
1:10:55	共用としているその設備があるわけなんですけど、これは 7 号では、別に期待していなかった、しないでもう大丈夫なものという理解でいいんですか。
1:11:07	東京電力の吉田です。ご認識の通りになります。必要なものは、7 号機ですべて出し、記載しているということになります。はい。規制庁の伊藤ですわかりました。
1:11:18	あとですね、
1:11:22	17 ページなんですけど、
1:11:27	これは
1:11:29	なお書き程度で書いてもらえればいいんですけど、
1:11:32	オペフロのブローアウトパネル設置枚数 7 枚で差圧がこう書いてあって、この関係って、一応説明事項として抽出しているものと絡んでるので、
1:11:49	設備構成の差異のところ、
1:11:52	ほそ。
1:11:53	なお書きか何かで、実際ブローアウトパネルアノ 8 枚あるはずで、
1:11:58	その
1:11:59	のうち 1 枚を開放しない設計として、結果的に 7 枚という形になってると理解してます。
1:12:09	そういった説明事項との絡みで、実際は 8 枚あるけども 1 枚開放しない設計とするんですよっていうのをなお書きか何かでここに書いといてもらえると、よりわかりやすいのかなと思いましたので、
1:12:23	そこをお願いします。東京電力の吉田です。承知しました。
1:12:30	規制庁のイトウです 18 ページの、ちょっとこれ、私が理解してないだけなんですけど、
1:12:39	地下水排水設備で、
1:12:44	まず 6 号の地下水排水設備と 7 号の地下水排水設備それぞれあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:50	それぞれあるのは多分、
1:12:54	サブドレンポンプとか排水配管とかが、まずそれぞれあって、
1:12:58	共用してるのが、最下書いてある、サブドレンピット集水管サブドレン管、
1:13:05	これらは共用している、まずこういう理解でいいんですか。
1:13:09	はい。東京電力吉田です。ご認識の通りです。
1:13:13	はい規制庁の伊東です。それで、ちょっとそもそもで教えて欲しいんですけどこの地下水排水設備っていうのは、
1:13:22	これって、持ってる機能としては何なん。
1:13:28	ですかね
1:13:30	溢水の対策で、期待しているものという理解でいいんですか。東京電力の吉田です。
1:13:39	6号機の近く67号機の地下水排水設備に期待している機能としましては2種類、二つありまして、一つが、他建屋の耐震
1:13:51	の耐震条件を満たすための用圧力防止の機能、
1:13:57	あともう一つが、浸水防護としての地下水を流入させないという、流入防止の機能という二つを、に期待してございます。ですので、整理としては現0共通のところでは五条、
1:14:11	要求とあとは浸水防護施設の中で二つ、記載をしているというところではございます。
1:14:19	はい規制庁のイトウですわかりました。
1:14:23	そうすると、
1:14:27	とイセの方でも期待しているので、これは、あれですかねこの機能に期待して、
1:14:35	建屋の外壁とかからの
1:14:38	地下水の流入とかは評価には入ってないということなんですけど何か流入の可能性を、
1:14:45	安全側に考慮してもってというのは、実際評価としてはどう、ちょっとどうなってるのかおっしゃっていただきます。はい。東京電力の吉田です。
1:14:54	地下水流入防止という観点ではですね、二つ対策を実施しております、一つが、建屋外壁、
1:15:05	外周部の止水によって、そもそも入らないということを確認してます。
1:15:11	一方で、当時地下水排水設備も期待するという話も当時あったというところで、一旦そのあたりがわかっていない段階で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:23	最初出してたんですけども、そのあと外壁で止まるということがわかったので、取り下げると取り下げるという話もあったんですが、最終的には、二つ、それぞれ申請、
1:15:35	通す必要があると。
1:15:37	いうちよ話になりまして、現状、二つの機能を、地下水が流入しないということを担保しているというところでございます。なので、それぞれの機能だけで、
1:15:52	満たせるというところになります。はい。規制庁の井藤です。ちょっとすみません水の評価上、その地下水の流入は、
1:16:04	考慮してないこれらの期待、これらの設備に期待して、建屋の外壁、
1:16:11	から地下部からは、地下水の流入はないという評価になってるという理解ですか。
1:16:17	はい。その通りでございます。わかりました。規制庁の伊藤ですわかりました。
1:16:24	あと、
1:16:26	そうですね。
1:16:29	これもちょっと細かいところなんですけど最後の、
1:16:34	非常用取水設備。
1:16:50	非常用取水設備の、貯留堰の話なんですけど、これも確認だけなんですけど、
1:16:59	6号の海水貯留堰、
1:17:03	のみで、
1:17:05	海水の量というのは
1:17:08	確保できるということになってるんですかね。
1:17:19	東京電力の井村です。6号デービーについては、
1:17:23	それで問題はないという、
1:17:26	認識です。
1:17:30	規制庁の1頭です。
1:17:32	東京電力の吉田です。
1:17:36	設計基準としては、何だ、その他、6号機であれば、6号機の取水槽から水を取ってですね海水系で熱交、
1:17:49	絵で冷却するという話なのでそちらだけが必要になるというところなんです。一方でSA時についてはですね、可搬で、何ですかね、ホースとかを引いて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:00	冷却をするというところもあって、それを6号でも7号でも、取水できるようにしているというところで、SNのみに対しては、67 共用で、
1:18:12	共有しますということを記載しています。
1:18:17	はい。規制庁の井藤です。わかりました。はい。私からはとりあえず以上です。
1:18:28	規制庁の吉崎です。浸水防護施設の
1:18:33	基本方針の
1:18:36	と、9 ページ。
1:18:40	お願いします。
1:18:44	7号機との差で、真ん中のところ、内郭防護として、
1:18:50	何だ、溢水防護の、その高さが違うって話なんすけど、これわーろう久郷は、なんで、何か理由があって低いと思うんですけど。
1:19:02	この一低くなってる理由って何ですかね。東京電力の吉田です。
1:19:09	ですね例えばこれ、まず見てもらいたいのは、復水器を設置するエリアというところなんですけども、こちらはですね循環水系隔離システムというものを採用して、
1:19:23	循環水系がCクラスなので、Ssが来た時に破断するというところを想定しています。想定した際に、一番弱いところとして復水器との取り合いでは伸縮継ぎ手が、
1:19:35	弱いので、そこからの漏えいを漏えいがあると。それを建水検知器で検知して、弁を閉めてから止めるというシステムを設置しているわけなんですけども、
1:19:47	リュ流出すると考えられている伸縮継ぎ手の構造が違いまして、
1:19:55	流出流量が違います。
1:19:56	そその関係で6号機の方が流出流量が低いので、そこに出てくる溢水の量が少ないと。
1:20:06	そのためTMSL1メートルのところまで注水すれば大丈夫という結果になっているというところなんです。
1:20:14	はい、規制庁ニュースです。わかりました。
1:20:19	ざっとでいいんです。その説明を書いていただけると、
1:20:22	わかるんでよろしくお願いします。
1:20:25	東京電力の吉田です。承知しました。
1:20:27	なおこの話につきましては、後段の津波の説明書、
1:20:33	及び溢水の説明書の方で、詳細については図を示しながらご説明をさせていただきます予定になっています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:20:45	あ、規制庁吉崎ですはいお願いしますで。
1:20:48	さっき次てのマーケ計上って言ったこれ、
1:20:52	なんだ。
1:20:54	要は、内径自体は変わるんですかねその7号機と6号機と、
1:21:00	内径につきましては、ほぼほぼ同じになります。
1:21:10	構造が違って詳細につきましてはまた絵を示しながらご説明させていただきたいと思います。規制主席わかりました曾田池を一緒だけどうしても構造が違うんで、
1:21:23	ハヤマシマる速さが違うからってことなのかなわかりました。
1:21:29	破断するところの流出流量が違うと。はい。
1:21:37	はい、規制庁ヨシツグイセわかりましたとですね。
1:21:42	次のページか。
1:21:44	これも先ほど先ほど笠伊井でも聞いたんですけどもこれ新たに6号の申請で、その共用、
1:21:53	6名の教諭の範囲が広がる。
1:21:55	ところは、
1:21:57	先ほど、何だっけ、地下水位低下設備のところは、そこがなんだ、今までは67、7号機申請のときに67共用で出してたんですけども、
1:22:07	今回6号の申請で新たにその共用の範囲が変わる。
1:22:13	ていうところなんですかね。ちょっとわからなかったんですけど。はい。東京電力の吉田です。
1:22:18	地下水排水設備につきましては、
1:22:23	ポンプAや、ポンプやその配管といったところにつきましては、
1:22:29	それぞれ単独の設備が設置されているんですけども、
1:22:33	その下の、地下水を供給する集水管でしたり、集水ピットと言われるところにつきましては、
1:22:43	6号機と7号機すべて繋がっております。
1:22:48	ですので、前回、7号機につきましては、
1:22:52	7号機として必要な範囲についてその集水管の1は、範囲を決めて、それが7号機設備ですと、7号機設備の地下水排水設備ですと、
1:23:03	説明させていただいているんですけども、
1:23:06	今回その一部を流用しないと、6号機としても成立しないので、
1:23:11	そこ集水管や、サブドレン管と、サブドレンかんじゃないか、集水管等、車サブドレンピットですかね、といったところについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:22	7号機設備六、七共用という形にして、共用するという整理にしております。
1:23:29	そうした場合に、7号機として、
1:23:32	本来要らなかったんですけども、ナゴ、6号機側にも同じようにその集水管ですとか、
1:23:39	サブドレンピットっていうものがございます。
1:23:42	7号機側を共用というふうに勝訴整理するということは、7号機としてはいらないんですけども、横並びを図って、
1:23:53	る、共用という記載にした方がよからうというところがございます、
1:23:58	6号機設備の67共用という、ちょっと複雑な整理になってございます。
1:24:05	規制庁の井関諏訪わかりました集水するところが共通のところがあって、6号にも別にあるってそれは今回申請されることです。はい。そちらが今回6号機設備の67共用として申請させていただくということになります。
1:24:23	規制庁のヨシザキアノ説明で、何となくイメージがわかりました。
1:24:29	で、ちょっと16ページ、ちょっとまた同じような質問なんですけども、先ほど話説明があったと思ったんですけども
1:24:42	何だ、シスの何だっけ床ドレンラインの浸水防止事業だとか、
1:24:49	あとは、何だ、貫通部止水。
1:24:52	処置。
1:24:54	だとか、ここは何か書き方がなんで、6号機設備、67号機共用、7号機設備67号機ってあるんですけども、それぞれのその範囲、
1:25:05	ここの、
1:25:07	該当する名称とその対応する設備を、何か、それぞれ、
1:25:13	明確に、説明書のときでいいんですけど、明確にさせていただくとわかるのかなと思っていて、そこは今後説明いただきたいと思います。
1:25:23	東京電力吉田ですよ。承知しました。
1:25:28	はい。規制庁の吉崎ですよろしくお願ひします。
1:25:31	っと考え方なんですけど、グラドルールの方にこれは反映等15ページ、すいません。
1:25:39	15ページのところで、
1:25:42	名称個別設備の名称を記載する整理に変更したためって書いてるんですけどこれは、
1:25:47	グラドルールに変更。
1:25:50	反映されるってことなんすかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:54	東京電力の吉田です。すいませんちょっとですねこちらの記載がちょっと適切ではないところがあるので、修正、今後修正させていただきたいと思っておりますが、
1:26:06	止水対策の種類というところでは、位置付けは変えていなくて、ただし等を合わせるという観点から、
1:26:18	共用と記載したというところなのでちょっとこれ文章として、
1:26:23	不適切な文章になっておりますので、ちょっと今後修正させていただきたいと思います。
1:26:40	東京電力野元です。衛藤。
1:26:44	ですね。
1:26:45	先ほど吉田が説明した等行った通りなんです、グランドルールとしては、要目表に記載されてる設備について、基本設計方針出てくるときに、しっかり共用であれば、共用書くというのが基本的なルールで、
1:27:02	もともとそういうふうに、7号の時もなってますんで
1:27:06	先ほど言った通り7号の浸水防止設備の時にはこの水密扉っていうのはめっちゃいっぱいある呉やつなので、
1:27:15	ここで架空のはちょっとやり過ぎだろうということで機能として書いてるってのはその通りですということで、今回は別件で、
1:27:25	共用って書かざるをえないところが出てきたので、整理するためにも、共用をつけたっていうのが正解で、
1:27:33	ルールを追加したわけではなくて今回どう説明上、
1:27:38	共用を書きましたっていうのが正しい備考の書き方かなと思いますので、一応グランドルール上はもう最初からそういうふうなルールにはなっていましたっていうのは、ご説明したいと思ってました。はい。以上です。
1:27:54	安城市長の言う関様、とりあえずわかりました
1:27:57	整理変更って書いてあるから、何かそういう
1:28:01	グランドルール側にも羽根があるのかなと思ったところで確認したところでした。
1:28:09	はい。で、
1:28:10	ちょっとまた、先ほどと同じような質問で申し訳ないんですけど今、6号で今回申請して、新たに供用
1:28:19	になるものってのはさっきの地下水位低下設備、排水設備のところ、
1:28:25	だけなんですかね。東京電力の吉田です。あと、貫通部止水処置も記載ございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:34	規制庁の融資そこは説明書のとくにまた何ヶ所あるとか、どの位置にあるとかっていうのは、説明お願いします。
1:28:43	東京電力、東京電力の吉田です。承知しました。
1:28:50	はい。規制庁の吉崎です。はい。とりあえず私から以上です。
1:29:00	規制庁の宮崎です。そう。
1:29:02	後程説明書の時にですね、
1:29:07	詳しく図面を用いて説明されればほとんどの疑念は解決すると思います。それと、
1:29:14	あと6号機と7号機の関係性も含めた図面があれば確かに、
1:29:20	わかりやすいと思いますのでその辺の配慮をよろしく願いいたします。
1:29:24	東京電力の吉田です。
1:29:26	承知しました。
1:29:33	はい、原子力規制庁の小林です。先ほどから
1:29:37	何人か行ってる16ページのところの共用の設備なんですけれども、
1:29:43	これやっぱりこういう
1:29:46	6号伊奈セクボの、
1:29:49	設置工事にあたって新たに発生する共用設備っていうのはこういうのを上の人に説明する時に本当に7号に影響ないのかって、ほぼ南北取り直してなきゃいけないんじゃないかって、
1:30:02	言われかねないのでうまく説明しなきゃいけないっていう我々の立場もございます。で、今話を聞くと多分7号単独で工事するにはこれいらなくてROVを工事するところ、穴が開いちゃったりするからいるんだよねっていうふうに理解してるんですがその理解でよろしいですか。
1:30:16	はい。東京電力の吉田です。その理解で問題ございませんではちょっとポンチ絵で例えば7号の工事こことして6号こういうところに新たに必要だったからいるんですだから、7号の工事だけだと別にいらないんだけど、6号の工事というんですっていう。
1:30:30	だから、ただそこは共用エリアを守るものになるからそれは共用ですっていう、そのポンチ絵か何かだよ。パワポ1枚でわかりやすく説明していただくと、別に7号の工事だったら影響ないんだよね。6号だから発生するんだねっていうのを、
1:30:44	ビジュアル的にパッとわかるようにしていただけるとは何かあまりもめずに済むかなと思うので、その辺はちょっと説明の工夫というか、ちょっとそこは挙アノしていただければなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:55	いや、すみません、続けてですね、今のはどうですか。はい。東京電力の吉田です。今後の溢水の説明書を11月に説明させていただきますのでその際に、
1:31:07	それぞれのポンチ絵を示しながら、お示ししながら、ご説明させていただきますと思います。
1:31:14	はい。要するに7号の工事して6号炉っていうその時系列の変化がわかるようになっていうのを工夫されると、より理解を深めてフクマと思いますので、よろしくお願いします。あと、
1:31:24	17ページのところですね
1:31:28	土手に漏えい蒸気のところの試験の話があったんですけども、これ私の理解では6号機のメーカーが違うから蒸気防護カバーの種類も違うので、それで、試験の内容も違う。
1:31:41	という認識なんですけどそれでいいんですか。はい。東京電力の吉田です。その認識で問題ございません。はい、原子炉規制庁の小林です。なんかこうKK6とKK等で求められるなんていう値上規制ってがたい環境線同じだけれども、物が違うからちょっと
1:31:57	試験として例えばメーカー違えば、上記以外の何か他のもうちょっと試験しなきゃいけないよというか、あって、そういうなったものと理解するんですがその辺もちょっと違いがわかるようなものを今後資料として用意していただければと思うんですがよろしいですか。はい。東京電力の吉田です。そちらについても、溢水の説明書の
1:32:14	イスイ防護施設の詳細設計という中で、ポンチ絵を示しながらご説明させていただきます予定になっております。
1:32:22	原子炉規制庁の小林です。ご準備よろしくお願いします。私からは以上です。
1:32:37	規制庁の薄井です。今、コバヤシCが指摘したところの試験内容の違いについてあって、当然、確認する項目が違えば違うと思うんですけど、
1:32:48	基本的に機能とか性能とかに影響はないってことで、
1:32:54	そういうことがわかる表現にさせていただけると、試験内容は違うけども、求めるその性能への影響はないんですよっていうのが、
1:33:04	ちょっと
1:33:06	当たり前だと思うんですけどその辺を少し、
1:33:08	備考に、追記いただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:13	東京電力の吉田です。承知しました。次回、ご提示させていただく際にそ、その辺りにつきましても、追記してご提出させていただきたいと思いをます。
1:33:23	はい。
1:33:26	規制庁のイトウです。すいません改めてちょっと先ほどのやりとりの中で、少しまた不安になってきたので確認させて欲しいんですけど、16ページの、
1:33:36	例えば貫通部止水処置。
1:33:38	の67号機共用っていうのは、今回6号申請にあたって新たにここに止水処置をしますっていうことだと思んですけど、衛藤、ここ、この止水処置がなくとも、
1:33:49	7号の基準適合性には影響ないという理解でいいんですよね。
1:33:54	はい。東京電力の吉田です。その辺りにつき、つきましても7号機の際に、ご説明を実はさせていただいておまして、
1:34:04	ちょっと絵がないので、うまく説明できないんですけども、7号機、
1:34:10	タービン建屋、中央に廃棄物処理建屋でその右側に6号機タービン建屋が存在します。で、その中央にある廃棄物処理建屋は共用建屋になっておりますので、
1:34:24	そこの貫通部止水処置を基本的には、67共用等を示しています。
1:34:30	ただ、今回、7号機の際にはその6号機側の壁との隣接している壁。
1:34:38	こちらは申請しておりませんでした。それはなぜかといいますと、廃棄物処理建屋の溢水量が結構多くてですね。
1:34:48	タービン建屋は先ほど言ったその隔離システムで水がほとんどたまらないので、そうすると、溢水したとしても、
1:34:56	廃棄物処理建屋の水は、貫通部止水処置をしてなくても、6号機側に移行すると。
1:35:03	いう話。
1:35:04	こういった話をさせていただいておまして。なので問題ないということで、そこは除外しているということです。今回そこを共用建屋の貫通部止水処置のタービン建屋に隣接するものですので、
1:35:18	申請する必要があることから、6号機設備六、七共用というものを申請させていただいたという経緯になってございます。
1:35:27	はい。規制庁の伊藤です。細かいところは、今後図面等を見ながら確認していければなと思いますがとりあえず現状は理解しました。
1:35:37	あと、ごめんなさい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:40	ちょっと地下水排水設備で、もう1点だけ教えて欲しいんですけど、18ページで、
1:35:49	ポンプと排水配管は、それぞれの設備で申請されてて、
1:35:55	これ溢水に対しても期待してるものなので、排水設備によって地下水が下がって行って、
1:36:05	そっから地下水が流入することありませんよっていう、多分ロジックなのかなと思ってんですけど、実際その6号の溢水対策として、
1:36:15	地下水が下がるっていうところは、7号のポンプもそれ、
1:36:21	期待してはしないってことですが、6号単体のポンプのみで、どこまで地下水が下がって、結果的に建屋の外壁より下に、
1:36:31	水位が上がって入ってこないみたいなそういう説明になってるんですかね。東京電力の吉田です。6号機建屋を満足するためには、6号機のポンプだけで、機能を保持できるということを確認しております。
1:36:46	はい規制庁のイトウですわかりました。
1:36:49	はい。私からは以上です。
1:36:53	Web3 カガワから、
1:36:56	質問等ございますかね。
1:37:02	はい、特になければ、以上で、ヒアリングの方は終了させていただきたいと思います。
1:37:09	ありがとうございました。
1:37:11	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。